
さぬき市第5期地域福祉計画
さぬき市第5期地域福祉活動計画

計画骨子案

令和6年10月
さぬき市
さぬき市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方

1	計画策定の背景	1
	(1) 策定の主旨	1
	(2) 策定に関する法律や制度の動向	2
2	地域福祉とは	3
	(1) 地域福祉とは	3
	(2) 地域共生社会の実現	4
	(3) 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進に関する事項	5
	(4) 地域福祉推進のための圏域の考え方	7
3	「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の一体的策定	8
	(1) 地域福祉活動計画とは	8
	(2) 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の一体的策定の意義	8
4	計画の位置づけ	9
	(1) 計画の法的根拠	9
	(2) 関連計画の位置づけ	9
5	計画期間	11
6	SDGs	12

第2章 福祉から見たさぬき市の現状

1	さぬき市の現状	13
	(1) 人口について	13
	(2) 世帯について	16
	(3) 高齢者のひとり暮らし世帯について	17
	(4) 要介護認定者数の推移	18
	(5) 障害者手帳所持者について	19
	(6) 生活困窮者等について	21
	(7) ひとり親家庭等について	21
	(8) 虐待等について	22
	(9) 権利擁護等について	22
	(10) 民生委員・児童委員について	23
	(11) 地域の援助体制の状況	24

2	アンケート調査	27
	（1）市民調査	27
	（2）民生委員・児童委員調査	27
	（3）福祉委員調査	27
3	ヒアリング調査	28
	（1）社会福祉協議会	28
	（2）関係団体	28
4	地区座談会（ワークショップ）結果	29

第3章 基本理念と基本目標

1	計画の基本理念	30
2	計画の基本目標	30
3	施策の体系	30

第4章 具体的な取組と今後の方向性

基本目標1	31
基本目標2	31
基本目標3	31

第5章 地区地域福祉活動計画

1	津田地区	31
2	大川地区	31
3	志度地区	31
4	寒川地区	31
5	長尾地区	31

第6章 計画の推進体制

1	推進体制づくり	32
2	組織体制の整備	32
3	パートナーシップ体制の整備	32
4	計画の広報・啓発	33
	（1）住民への啓発	33
	（2）地域活動団体や事業者などへの啓発	33
5	計画の評価・進行管理・見直し	34
	（1）さぬき市地域福祉計画	34
	（2）さぬき市地域福祉活動計画	34

資料編

第1章 計画策定の基本的な考え方

I 計画策定の背景

(1) 策定の趣旨

本市では、地域における様々な福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、平成16年3月に「さぬき市第1期地域福祉計画」、平成17年3月に「さぬき市第1期地域福祉活動計画」を策定し、福祉サービスの整備・充実や地域住民・福祉事業者などの主体的な福祉への取組支援などの施策を5年ごとに見直し、再編を進めてきました。

平成31年3月には、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域に関わるものの役割や協働を明確化し、実効性のある計画とするために、地域福祉推進のための基盤や体制をつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための住民の活動・行動の在り方を定める「地域福祉活動計画」を一体的にした「さぬき市第4期地域福祉計画・さぬき市第4期地域福祉活動計画」を策定し、『優しさと思いやりが織りなす「いきいき福祉のまち」』の基本理念のもと、地域福祉に関する様々な施策を市民・地域・行政の協働によって推進してきました。

しかし、少子高齢化の進行、ひとり暮らし世帯や高齢者世帯の増加、地域住民同士のつながりの希薄化等、地域社会を取り巻く環境は変化しています。

また、地域社会からの孤立、虐待、配偶者等からの暴力（DV）、ダブルケア（育児と介護が同時進行している状態など）、生活困窮者への対策、高齢者や障がいのある人の権利擁護、ヤングケアラー、子どもの貧困問題等の新たな課題も発生しています。これらの複雑化した課題の解決には、従来の対象者ごとに整備された福祉制度では対応が困難なケースも増加しています。

国においては、厚生労働省の「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部のもと、制度・分野ごとの垣根、支え手と受け手という関係を超えて、誰もが『我が事』として参画し、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をつくっていく「地域共生社会」の実現を目指した取組が行われています。

こうした国の取組や社会や地域の変化を踏まえ、さらなる地域福祉の推進を図るため、「さぬき市第5期地域福祉計画・さぬき市第5期地域福祉活動計画」を策定するものです。

(2) 策定に関する法律や制度の動向

年	法等
平成 27 年 (2015)	○生活困窮者自立支援法の施行 (生活困窮者自立支援制度の開始)
平成 28 年 (2016)	○成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行 (市町村に制度の利用促進のための基本計画の策定が努力義務とされる) ○再犯の防止等の推進に関する法律 (市町村に地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされる)
平成 29 年 (2017)	○地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (地域包括ケアシステムの深化・推進について示される)
平成 30 年 (2018)	○社会福祉法の一部改正 □自殺総合対策大綱の見直し (重点施策に地域レベルの実践的な取組への支援を強化が盛り込まれる)
令和 2 年 (2020)	○地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正 (生活課題を抱える住民を支援する体制や、住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援する重層的支援体制整備事業が創設される)
令和 6 年 (2024)	○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行 (女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等の視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、包括的な支援体制の構築を行う。) ○生活困窮者自立支援法の一部改正 (生活困窮者等の自立を図るため、①居住支援の強化の措置、②子どもの貧困への対応の措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる)

2 地域福祉とは

(1) 地域福祉とは

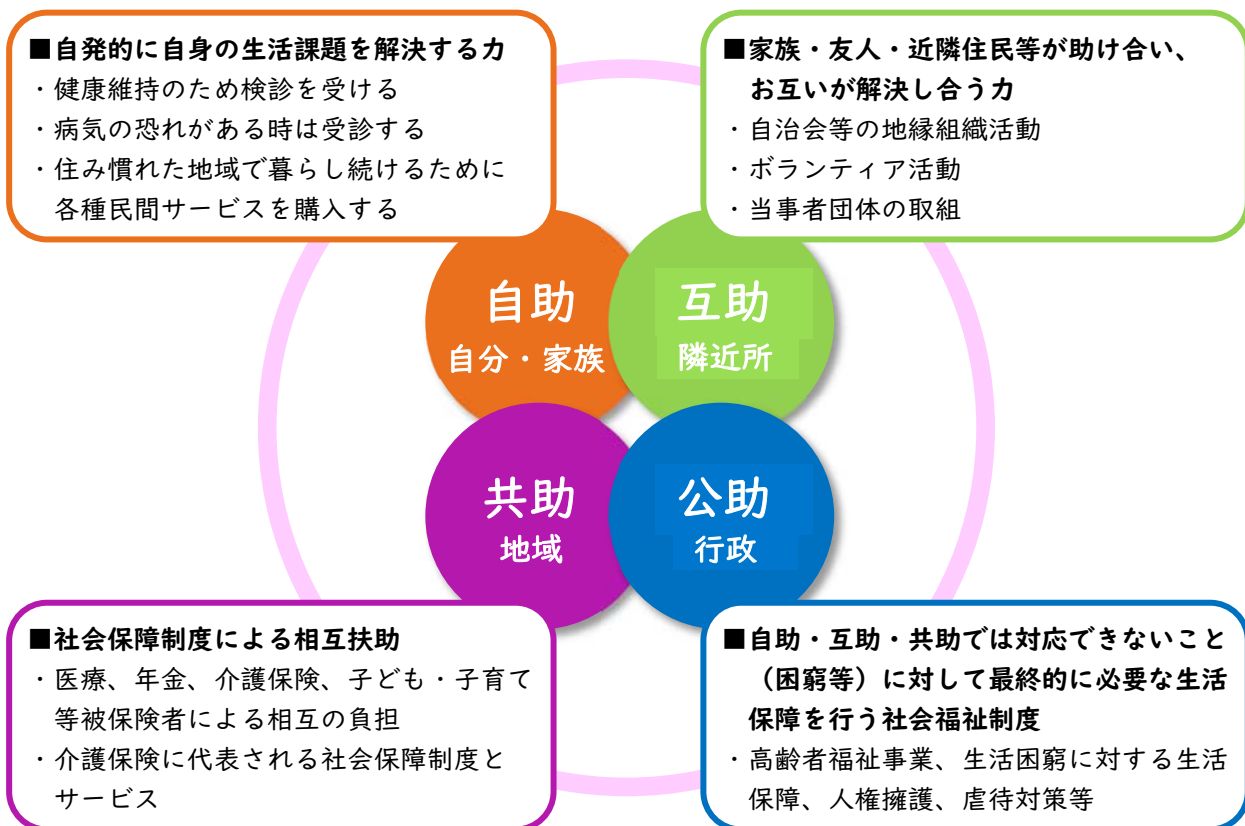
「地域福祉」とは、手助けや支援を必要としている人が抱える生活上の様々な問題や課題を、高齢者・障害者・子どもといった対象別ではなく、全ての人が共に助けあい、支えあいながら、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取組のことを言います。



具体的には以下の取組になります。

- ◎様々な担い手（住民・事業者・社会福祉協議会・行政）が集まって、地域の福祉課題を把握し、その解決のために「自分たちができること」「皆で協力してできること」等（自助・互助・共助・公助の役割分担）の仕組みを構築すること。
- ◎課題の解決に向けて、様々な担い手が協力しながら実際に取り組むこと。

■自助・互助・共助・公助と地域福祉の関係図



(2) 地域共生社会の実現

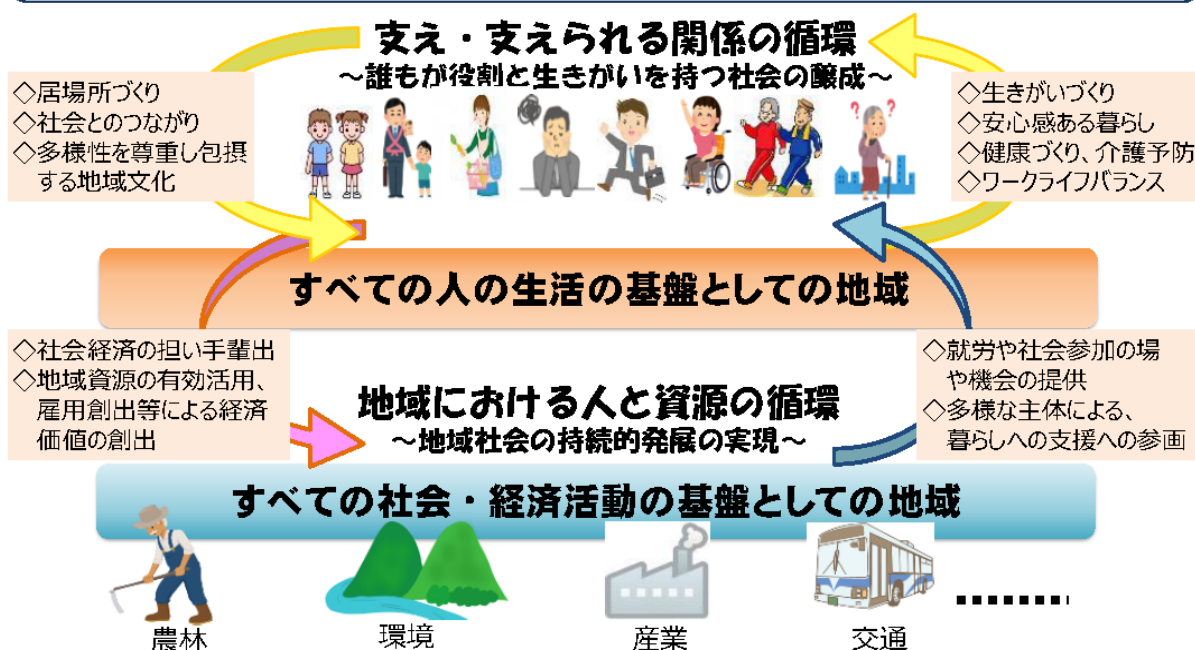
地域共生社会とは、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等の制度や分野ごとの「縦割り」や「支える側（支え手）」「支えられる側（受け手）」という関係を超えて、「相互に支えあえる」ことを目指し、住民や地域の多様な主体が、あらゆる分野の活動に参画し、それぞれが役割を持ち、支えあいながら自分らしく活躍できる地域社会を共に創っていくということです。

本市の高齢者福祉計画は、これまで、高齢になっても住み慣れた地域で暮らすことができる地域をめざす「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。これからは、地域福祉計画において、高齢者福祉計画等関連計画での取組み等をもとにしながら、「地域共生社会の実現」を目指すものです。

そして、「地域共生社会の実現」に向けて、より具体的に包括的な地域福祉を推進していくことが必要になります。

■地域共生社会の実現 説明図

◆制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



出典：厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」

(3) 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進に関する事項

「地域共生社会」実現のために新たに、社会福祉法が改正（平成30年4月1日施行）され、地域福祉計画に盛り込むべき事項の追加が示されました（下表の第1項第1号と第5号）。その後、令和3年4月1日施行の改正社会福祉法により、第1項第5号は「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」となりました。

本計画は、社会福祉法第107条に基づき策定するもので、本市における地域福祉を推進するための取組の基本となるものです。

■改正社会福祉法の抜粋（令和3年4月1日施行）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項（平成30年の施行時は「第106条の3の包括的な支援体制の整備に関する事項」）

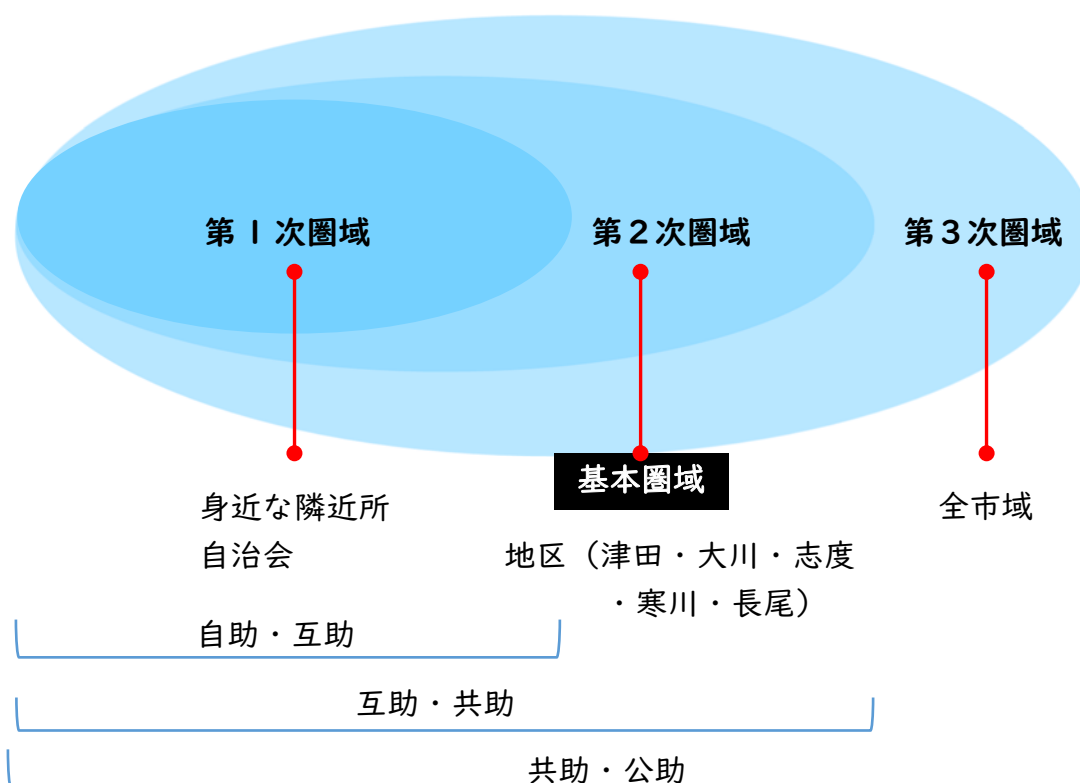
◎第107条第1項第1号 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉
その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

現在、高齢者・障害のある人・児童等の対象者ごとに策定されている個別の計画・制度では解決困難な、いわゆる“制度の狭間”や複合的な課題を抱える世帯が問題とされています。この対応策として、各計画を「縦系」とすれば、地域福祉計画には、各分野を横断しつなぎ合わせる「横系」としての役割を持たせることになりました。各計画に共通する事項16項目が地域福祉計画に位置づけられました。

- ①さまざまな課題を抱える者の就労や活躍の場の確保などを目的とした、福祉以外のさまざまな分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画など）との連携に関する事項
- ②高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ③制度の狭間の課題への対応の在り方
- ④生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- ⑤共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
- ⑥居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- ⑦就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ⑧自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ⑨市民後見人などの育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- ⑩高齢者、障害のある人、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者または保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- ⑪保健医療、福祉などの支援を必要とする犯罪をした者などへの社会復帰支援の在り方
- ⑫地域住民などが集う拠点の整備や既存施設などの活用
- ⑬地域住民などが主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- ⑭地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金などの取り組みの推進
- ⑮地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業などを有効に活用した連携体制
- ⑯全庁的な体制整備

(4) 地域福祉推進のための圏域の考え方

本市の地域福祉活動の推進における主体的な組織は、市内5地区（津田・大川・志度・寒川・長尾）とし、座談会の開催、地区住民活動計画の策定を行っています。この地区が包括する地域がそれぞれの「基本圏域（第2次圏域）」と考えます。また、より身近な関係を「第1次圏域」、そして全市域を「第3次圏域」として位置づけ、市や市社協が全体の方向性の決定や各圏域の取り組みの支援等を行っていきます。



圏域名	活動内容
第1次圏域	隣近所同士の日常的なあいさつや声掛け、自治会での住民同士の日常的なつながりをつくり、声掛け、見守り、災害時の安否確認等の相互扶助活動を行いつつ、顔の見える関係づくりを行います。
第2次圏域 (基本圏域)	地域住民で組織される市内5地区（津田・大川・志度・寒川・長尾）を基本圏域とし、市社協とも連携しながら、地域の生活課題の把握・共有・解決を行います。
第3次圏域	行政などによる保健福祉施策の大きな方向性が決定され、各圏域への支援、住民・各種地域活動団体・市社協・専門機関・事業者・行政の連携や調整を行います。

3 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の一体的策定

(1) 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。社会福祉協議会は、住民主体の理念の下に運営されている団体であり、地域住民や当事者団体の参加と代弁を図る組織です。

このため、地域福祉の推進役である社会福祉協議会は、地域の福祉活動を推進していくための中心的機能を果たすと同時に、計画策定に係る作業過程そのものが地域福祉を推進する社会福祉協議会の事業展開において重要な位置を占めるものとなっています。

計画策定は、社会福祉協議会を中心としながらも、これからの「福祉のまちづくり」に向けて、これまで地域を支え、地域力を発揮してきた各種団体との地道な協働を通して、果たすべき役割を明確にし、それぞれがそれぞれの立場で地域福祉を考え、行動していくための指針となるものです。

(2) 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の一体的策定の意義

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するため、具体的な取組を示す「地域福祉活動計画」は、言わば車の両輪です。これらが一体となって策定されることにより、行政や地域住民、社会福祉協議会、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域福祉に関わる全てのものの役割や協働が明確になり、より実効性のある計画づくりが可能となります。

さらに、2つの計画を密接に関連付けて推進するため、「地域福祉活動計画」の実施主体である地域住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所などの課題、意見及び要望等が、それぞれの計画に生かされ、計画の進捗・達成状況の評価や見直しも反映されやすくなります。

4 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

地域福祉計画の策定は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を記載する、いわゆる福祉分野の上位計画として各個別計画と調和をとることとされています。

(2) 関連計画の位置づけ

本計画では、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「さぬき市成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「さぬき市再犯防止推進計画」について、本計画の一部として位置づけます。

■成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

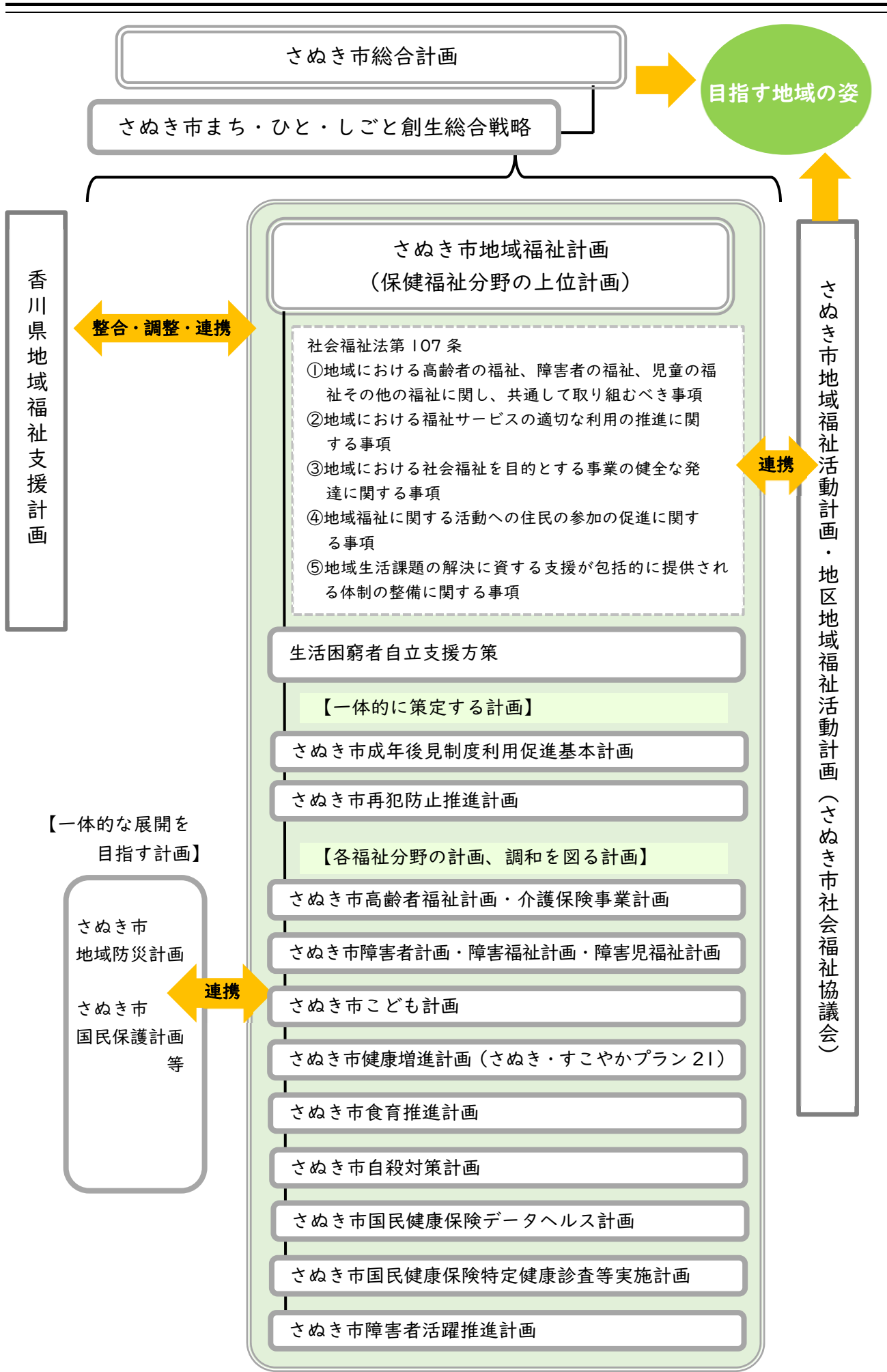
（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

■再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。



5 計画期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間




本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間です。ただし、社会的な情勢の変化や高齢化の状況、法改正の動向、本計画と現状との隔たりに応じて、必要な見直しを行います。

令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第2次さぬき市総合計画後期基本計画					
さぬき市第5期地域福祉計画 さぬき市第5期地域福祉活動計画					
【一体的に策定する計画】 さぬき市成年後見制度利用促進基本計画 さぬき市再犯防止推進計画					
さぬき市高齢者福祉計画及び 第9期介護保険事業計画			さぬき市高齢者福祉計画及び 第10期介護保険事業計画		
さぬき市障害者計画（第7次） さぬき市障害福祉計画（第7期） さぬき市障害児福祉計画（第3期）			さぬき市障害者計画（第8次） さぬき市障害福祉計画（第8期） さぬき市障害児福祉計画（第4期）		
さぬき市こども計画					
さぬき・すこやかプラン21（第3次） ※健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画					
さぬき市国民健康保険第3期データヘルス計画 第4期特定健康診査等実施計画					
さぬき市障害者活躍推進計画					

6 SDGs

SDGsの理念と地域共生社会の考え方はともに目指すところは同じです。地域共生社会を実現させるためには、支える側・支えられる側に分かれることなく、すべての人が役割を持ちお互いが支え合うことが必要であり、地域の中にはさまざまな人がいるということ（多様性/Diversity）を理解し、それを受けとめるということ（社会的包摂/Social Inclusion）が求められています。

本計画ではSDGsの概念も意識して推進していきます。

目標			
1 貧困をなくそう 	目標 1 (貧困)	8 働きがいも経済成長も 	目標 8 (成長・雇用)
2 飢餓をゼロに 	目標 2 (飢餓)	10 人や国の不平等をなくそう 	目標 10 (不平等)
3 すべての人に健康と福祉を 	目標 3 (健康と福祉)	11 住み続けられるまちづくりを 	目標 11 (持続可能な町)
4 質の高い教育をみんなに 	目標 4 (教育)	16 平和と公正をすべての人に 	目標 16 (平和)
5 ジェンダー平等を実現しよう 	目標 5 (ジェンダー平等)	17 パートナーシップで目標を達成しよう 	目標 17 (協働)

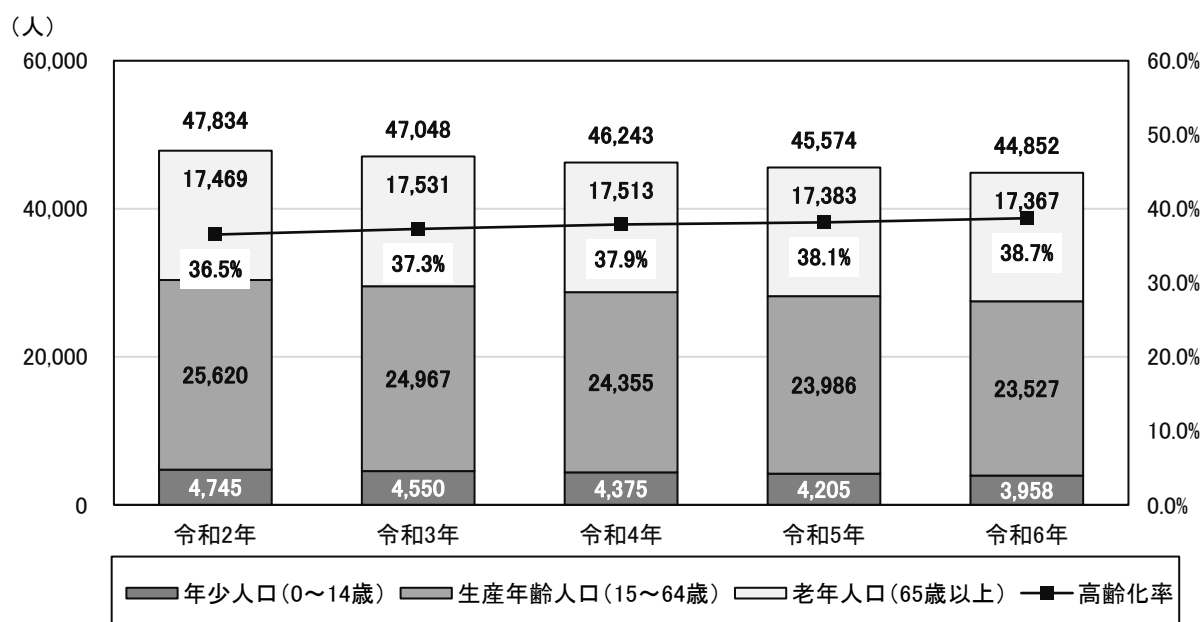
第2章 福祉から見たさぬき市の現状

Ⅰ さぬき市の現状

(1) 人口について

本市の令和6年3月末現在の総人口は、44,852人となっており、令和2年から令和6年にかけて2,982人減少しています。また、総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は、令和2年の36.5%から令和6年の38.7%と少しずつ高齢化が進んでいます。

① 総人口と年齢3区分人口の推移、高齢化率

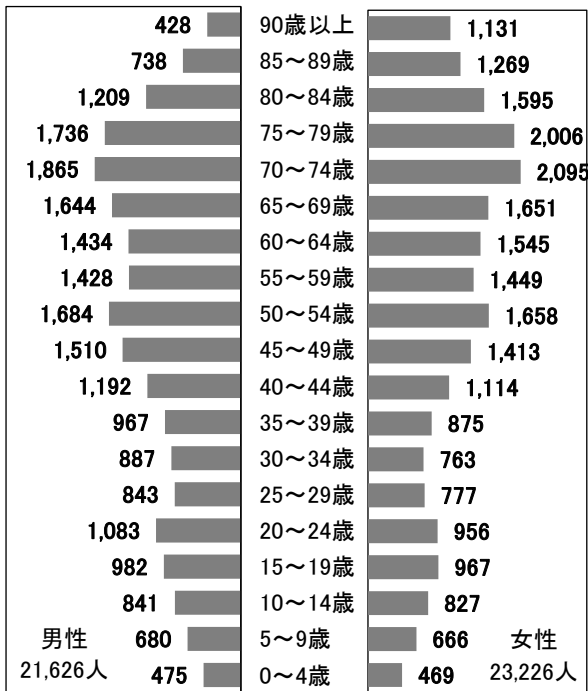


【出典】住民基本台帳（各年3月末現在）

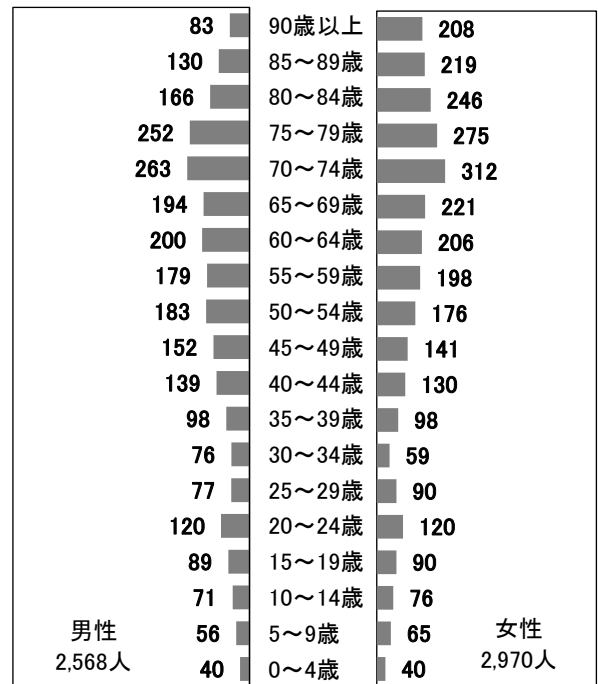
② 地区別人ロピラミッド

令和6年3月末現在の地区別人ロをみると、「志度地区」が17,774人と最も多く、次いで「長尾地区」11,873人、「津田地区」5,538人、「大川地区」4,903人、「寒川地区」4,764人となっています。また、高齢化率は「津田地区」が46.4%と最も高く、次いで「大川地区」44.4%、「寒川地区」39.3%、「志度地区」37.1%、「長尾地区」35.0%となっています。

【さぬき市全体】 総人口 44,852人

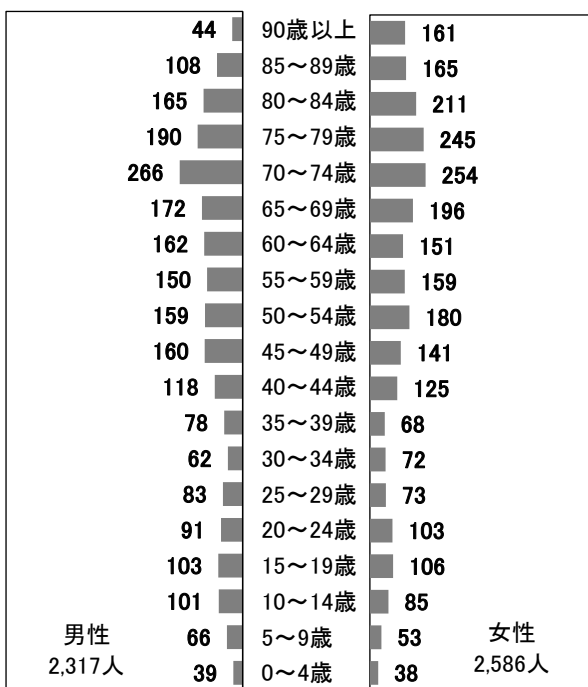


【津田地区】 総人口 5,538人

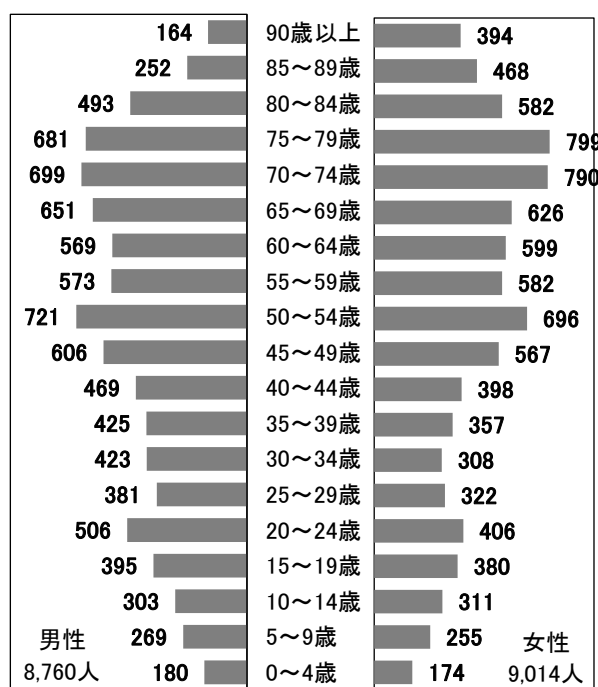


3,000人 2,000人 1,000人 0人 0人 1,000人 2,000人 3,000人 1,000人 500人 0人 0人 500人 1,000人

【大川地区】 総人口 4,903人



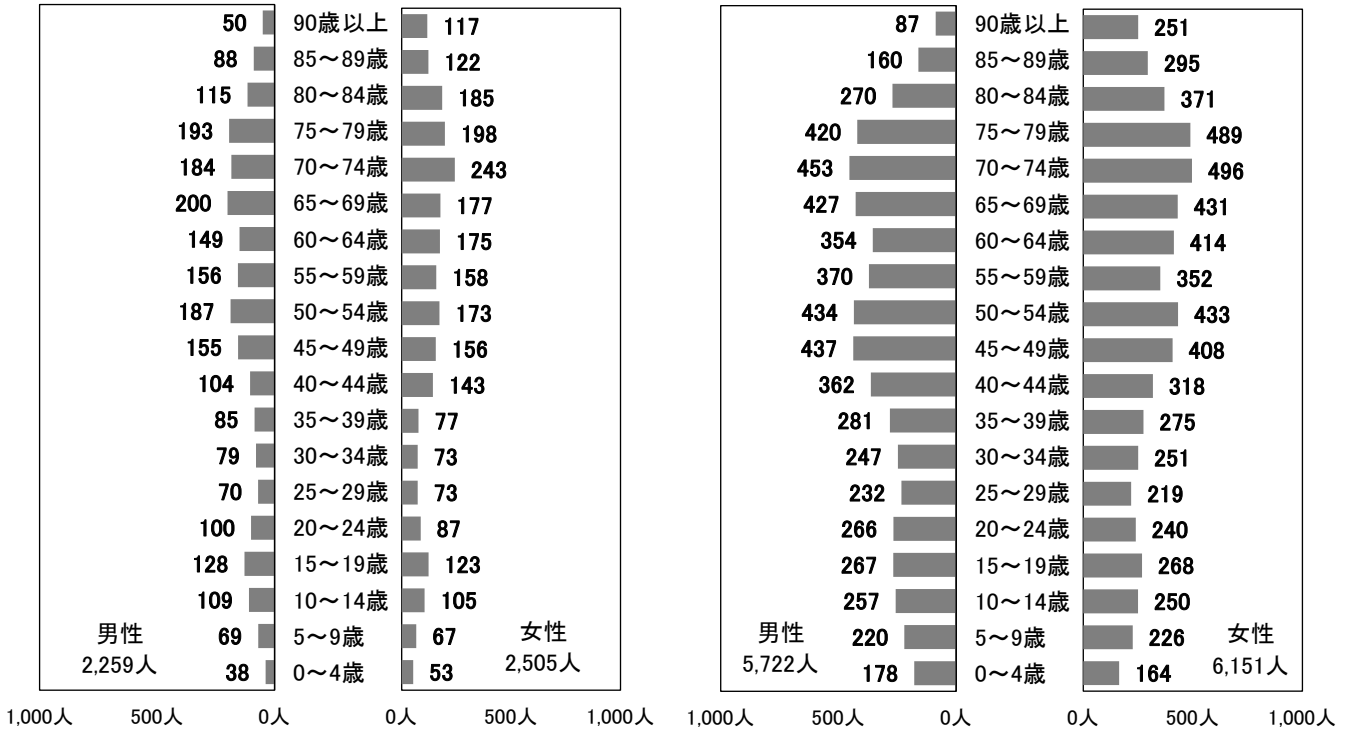
【志度地区】 総人口 17,774人



1,000人 500人 0人 0人 500人 1,000人 1,000人 500人 0人 0人 500人 1,000人

【寒川地区】 総人口 4,764 人

【長尾地区】 総人口 11,873 人



人口	津田地区	大川地区	志度地区	寒川地区	長尾地区
年少人口 (0～14歳)	348	382	1,492	441	1,295
生産年齢人口 (15歳～64歳)	2,621	2,344	9,683	2,451	6,428
老年人口 (65歳以上)	2,569	2,177	6,599	1,872	4,150
合計	5,538	4,903	17,774	4,764	11,873
構成比	津田地区	大川地区	志度地区	寒川地区	長尾地区
年少人口	6.3%	7.8%	8.4%	9.3%	10.9%
生産年齢人口	47.3%	47.8%	54.5%	51.4%	54.1%
老年人口	46.4%	44.4%	37.1%	39.3%	35.0%

【出典】 住民基本台帳 (各年3月末現在)

③ 出生数と死亡数

出生数についてみると、令和2年以降は200人を下回って推移しており、令和5年には158人となっています。また、死亡数についてみると、令和3年以降は700人を上回って推移しており、令和5年には756人となっています。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数	205	190	191	174	158
死亡数	693	666	745	801	756

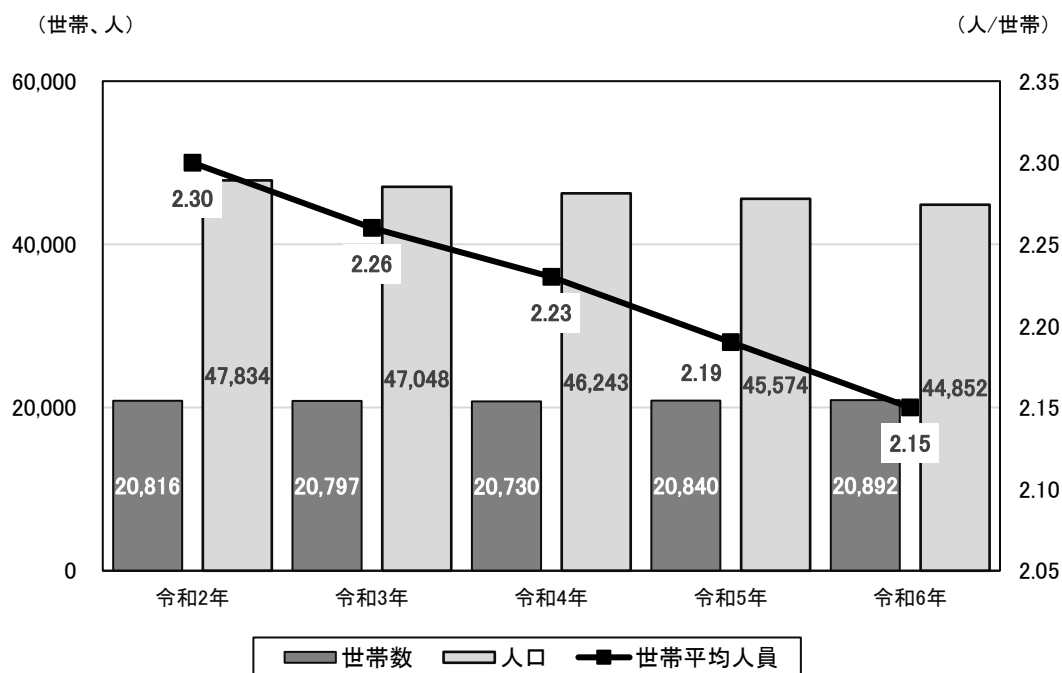
【出典】 香川県人口移動調査報告 (各年1月～12月)

(2) 世帯について

世帯数と世帯平均人員をみると、世帯数は、令和2年から令和4年にかけて減少していましたが、令和5年から増加する傾向がみられています。

世帯平均人員は毎年減少しており、令和2年には2.30人でしたが、令和6年では2.15人となっています。

① 世帯数と1世帯あたりの人口



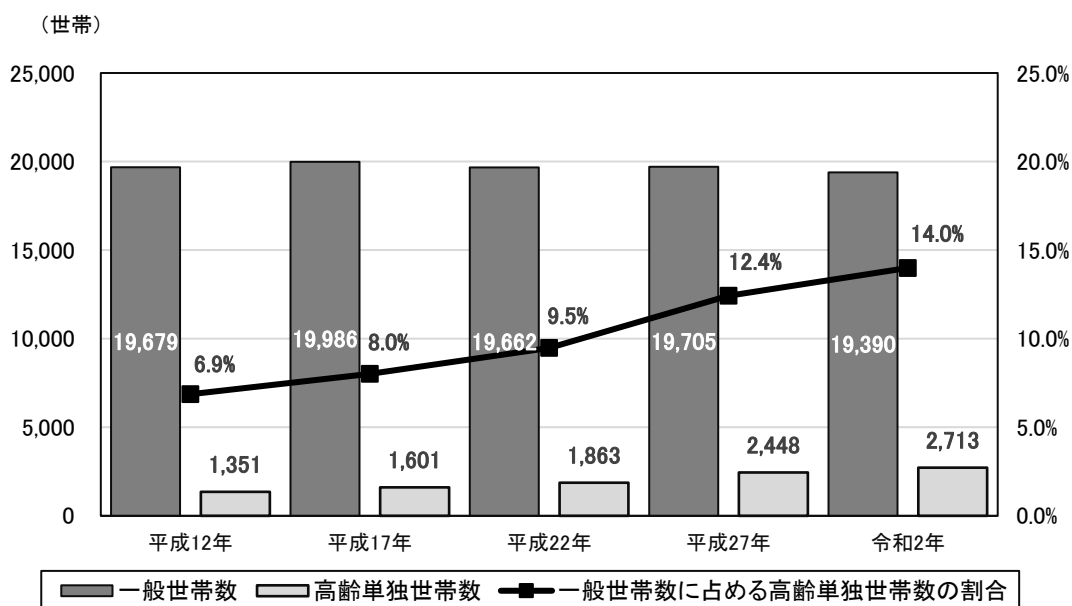
【出典】住民基本台帳（各年3月末現在）

(3) 高齢者のひとり暮らし世帯について

高齢単独世帯数は、平成12年の1,351世帯から令和2年には、2,713世帯へと増加しており、一般世帯数に占める高齢単独世帯数の割合も6.9%から14.0%へ上昇しています。

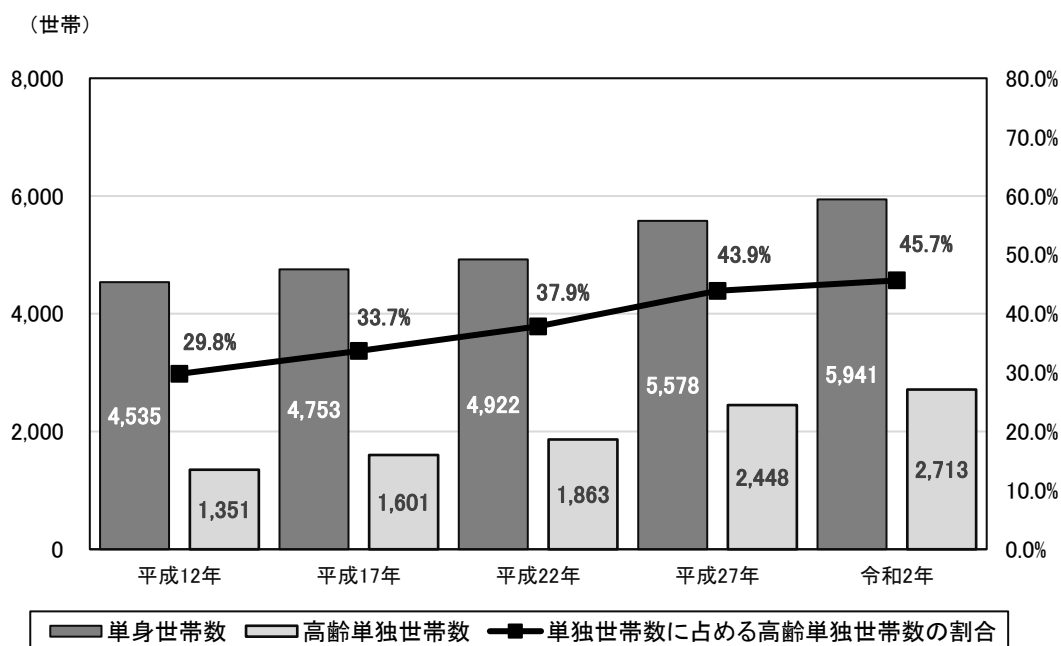
単独世帯数に占める高齢単独世帯数の割合も平成12年の29.8%から令和2年には45.7%に上昇しており、単独世帯の半数近くが高齢単独世帯となっています。

① 一般世帯数に占める高齢単独世帯数の推移



【出典】国勢調査（各年10月1日現在）

② 単独世帯数に占める高齢単独世帯数



【出典】国勢調査（各年10月1日現在）

(4) 要介護認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数は、令和元年の3,680人から令和5年には3,482人へと減少が続いています。

認定ごとの構成比についてみると、概ね横ばいで推移していますが、「要介護2」は年々減少傾向にあり、令和元年の20.4%から令和5年には16.5%となっています。

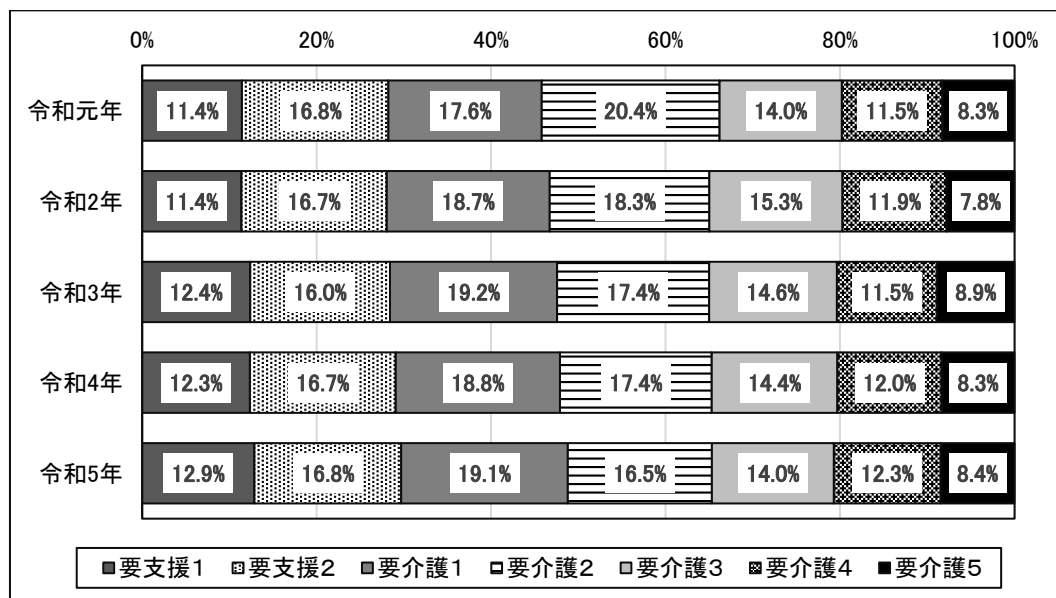
① 要介護認定者数の推移

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
要支援1	421	411	448	438	448
要支援2	618	602	579	593	586
要介護1	647	675	693	668	665
要介護2	750	661	630	617	575
要介護3	516	552	529	511	487
要介護4	424	431	416	424	427
要介護5	304	281	320	296	294
全体	3,680	3,613	3,615	3,547	3,482

【出典】厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年9月末現在）

② 要介護度別構成比の推移



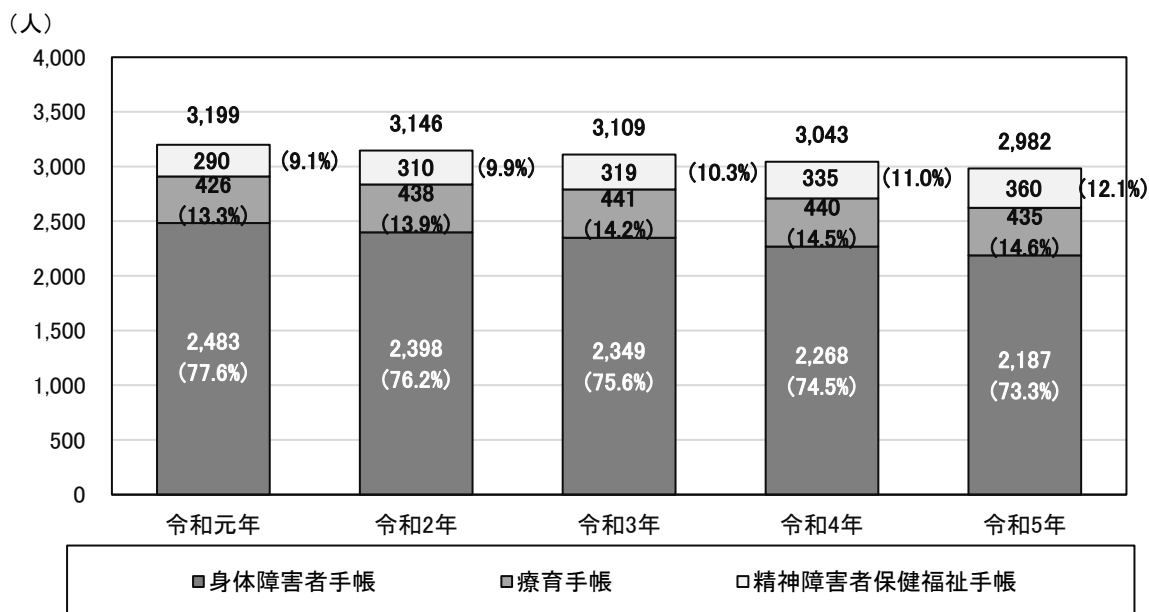
【出典】厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年9月末現在）

(5) 障害者手帳所持者について

障害者手帳所持者（全体）は、令和元年の3,199人から令和5年には2,982人へと減少が続いています。

手帳種別ごとの推移をみると、身体障害者手帳所持者は令和元年から令和5年にかけて減少が続き、療育手帳所持者は概ね横ばいで推移しており、精神障害者保健福祉手帳所持者は令和元年から令和5年にかけて増加しています。

① 障害者手帳所持者の推移



【出典】 さぬき市障害者計画（第7次）

② 身体障害者手帳所持者の推移（等級別）

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	746	719	708	674	650
2級	348	324	308	300	289
3級	415	409	412	401	384
4級	686	667	660	636	621
5級	138	138	126	120	116
6級	150	141	135	137	127

【出典】 さぬき市障害者計画（第7次）

③ 身体障害者手帳所持者の推移（障がい別）

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障害	191	187	183	173	168
聴覚・ 平衡機能障害	171	168	165	166	162
音声・言語・そしゃ く機能障害	32	30	29	29	30
肢体不自由	1,325	1,265	1,218	1,167	1,112
内部障害	764	748	754	733	715

【出典】さぬき市障害者計画（第7次）

④療育手帳所持者数の推移（程度別）

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
○A	81	79	77	74	68
A	99	102	102	103	102
○B	135	140	139	138	138
B	111	117	123	125	127

【出典】さぬき市障害者計画（第7次）

⑤ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	23	28	22	28	28
2級	182	187	197	208	216
3級	85	95	100	99	116

【出典】さぬき市障害者計画（第7次）

(6) 生活困窮者等について

生活保護受給者数について、被保護世帯数は令和元年度から令和4年度にかけて減少し、被保護者数も令和元年度から令和4年度にかけて減少していましたが、令和5年度は増加しています。

世帯類型別生活保護受給世帯数は、全ての項目で横ばいもしくは減少傾向で推移しています。

① 生活保護受給数の推移

単位：世帯、人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被保護世帯数	200	191	184	173	178
被保護者数	243	231	222	204	218

【出典】福祉総務課

② 世帯類型別生活保護受給世帯数の推移

単位：世帯

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者世帯数	106	94	99	88	89
母子家庭数	7	6	5	4	3
障害者世帯数	23	25	23	25	26
傷病者世帯数	22	20	23	22	21
その他世帯数	42	46	34	34	39
合計	200	191	184	173	178

【出典】福祉総務課

(7) ひとり親家庭等について

児童扶養手当支給件数は、令和元年の376件から令和5年には290件へと減少しています。

単位：件

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
児童扶養手当 支給件数	376	350	322	311	290

【出典】子育て支援課（各年3月末現在）

(8) 虐待等について

高齢者虐待の相談件数は、令和元年度の19件から令和5年度の135件へと増加しており、相談者及び相談回数が増加しています。

障害者虐待の相談件数は、概ね横ばいで推移しています。

児童虐待の相談件数は、令和元年度の95件から令和5年度の472件へと増加しています。相談の実人数は概ね横ばいで推移していますが、相談への対応回数が増加しています。

単位：延べ件数、人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者虐待	19	27	48	50	135
障害者虐待	3	3	7	4	5
児童虐待	95	178	111	172	472
児童虐待(実人数)	44	50	43	39	53

【出典】長寿介護課・障害福祉課・子育て支援課（各年3月末現在）

(9) 権利擁護等について

成年後見制度の利用件数は、令和2年度から令和4年度にかけて減少していましたが、令和5年度には再び増加しています。

また、成年後見制度利用促進事業内の報酬助成件数は年々減少傾向にあります。

① 成年後見制度利用件数

単位：延べ件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者	54	57	22	21	43

【出典】長寿介護課（各年3月末現在）

② 成年後見制度利用促進事業内の報酬助成件数の推移

単位：件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
費用助成件数	7	5	1	0	1

【出典】障害福祉課（各年3月末現在）

(10) 民生委員・児童委員について

本市の民生委員・児童委員数は令和5年度で115人となっています。

活動件数をみると、令和2年度は「調査・実態把握」を除いて、一時的に減少しています。その後、「証明事務」は減少を続けますが、その他の活動内容は増加あるいは横ばいで推移している傾向がみられます。

分野別の相談・支援件数は、すべての分野で令和2年度に一時的に減少しましたが、令和3年度から令和4年度にかけて増加し、令和5年度は「子どもに関すること」を除いて、令和元年度の相談・支援件数を上回っています。

① 民生委員・児童委員数の推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民生委員・児童委員数	115	115	115	115	115

【出典】福祉総務課

② 活動内容の内訳件数の推移（主任児童委員含む）

単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談・支援活動	1,878	1,573	2,107	2,397	2,067
調査・実態把握	971	999	1,187	1,060	1,399
行事・事業・会議への 参加・協力	3,046	1,866	1,914	2,652	3,008
地域福祉活動・ 自主活動	5,905	4,213	4,906	5,811	5,590
民生委員児童委員 協議会運営・研修	2,697	2,278	2,213	2,708	2,674
証明事務	408	348	390	214	159
要保護児等の発見・ 通告・仲介	36	9	10	14	54

【出典】福祉総務課

③ 分野別相談・支援件数の推移（主任児童委員含む）

単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者に関すること	849	630	943	1,086	940
障害者に関すること	75	45	47	59	78
子どもに関すること	581	576	623	688	448
その他	373	322	494	564	601

【出典】福祉総務課

(11) 地域の援助体制の状況

① さぬき市社会福祉協議会

さぬき市社会福祉協議会では、地域で抱えている様々な福祉問題を地域全体の問題として捉え、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることを目的としています。住民参加による小地域でのネットワークづくりなどの支援や、社会福祉に関わる公私の関係者・団体・機関等との連携を進め、具体的な福祉サービスを企画し実施しています。そして、その活動を通して、心ふれあう「福祉のまちづくり」を目指しています。

社会福祉協議会とは…

「市地域福祉活動計画」と「地区地域福祉活動計画」の策定に当たって、計画策定の事務局を担った社会福祉協議会（社協）は、地域福祉の推進を目的とした非営利組織です。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき全国に設置され、戦後70年の歴史の中で、時代のニーズに沿った活動実践を積み重ねてきました。

社会福祉協議会活動の基本指針である「社会福祉協議会基本要項」（昭和37年）には、「住民主体」の原則に基づく社会福祉協議会の組織と活動の在り方が明記され、昭和58年に市町村社会福祉協議会の法制化、平成2年には指定都市及びその区社会福祉協議会について位置付けられました。平成4年に制定された「新・社会福祉協議会基本要項」では、従来の「住民主体」の理念を継承するとともに、住民参加による地域福祉を支える組織基盤の整備や公私協働の活動を実現するために、「住民ニーズ基本の原則」「住民活動主体の原則」「民間性の原則」「公私協働の原則」が提示されました。

新・社会福祉協議会基本要項（抜粋）

社会福祉協議会は、次の原則をふまえ、各地域の特性を生かした活動をすすめる。

【住民ニーズ基本の原則】

広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動をすすめる。

【住民活動主体の原則】

住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動をすすめる。

【民間性の原則】

民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性、柔軟性を発揮した活動をすすめる。

【公私協働の原則】

公私の社会福祉および保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動をすすめる。

【専門性の原則】

地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動をすすめる。

社会福祉法第109条には、社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明記され、活動を通して地域福祉を推進していくことが期待されています。

社会福祉法（抜粋）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ（中略）、指定都市にあつては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1)社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2)社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3)社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4)前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

つまり、社会福祉協議会は、全国の都道府県、市区町村に設置され、「住民主体」の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を住民やボランティア、当事者、教育・医療・保健・福祉関係者、行政等と協働して進めていく、総合的な連絡調整や企画実施等を行う特別な役割を担う社会福祉法人であると言えます。社会福祉協議会は、文字通り、地域住民や福祉関係者等が「地域(社会)の福祉を協議するための会」であり、本計画づくりも、これからの地域福祉推進の在り方を、住民主体を基本とする公民協働の下で推進していくことを明らかにした事業活動の一環です。

社会福祉協議会は、住民の福祉活動支援、ボランティア活動支援、福祉課題を抱えた人への相談援助活動、在宅福祉サービス事業などを行うことで、誰もが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を進めています。その対象や事業内容は幅広く、地域の多様化、複雑化する様々な福祉課題に対して、民間性と公共性の両面を併せ持つ特性を生かして先駆的なサービスを開発し、住民が主体的な課題解決に取り組めるように支援を行い、住民の暮らしを基盤にした事業活動を推進することが求められています。

「地方分権」、「市民協働・住民自治」、「地域福祉」の時代にあつて、これからの社会福祉協議会に求められることは、地域住民を基盤とした「協議体」、地域の課題を把握し、開拓的、先駆的な事業を開発する「事業体」、住民、NPO、ボランティア、福祉関係者などの多様な地域福祉推進主体と連携し、協働して活動を進める「運動体」という3つの特性をバランス良く生かした地域福祉の推進であると言えます。

② 民生委員・児童委員

全ての民生委員は、子どもに関する問題を担当する児童委員を兼ねており、このほか専ら児童に関する相談・支援を担当する主任児童委員がいます。

行政機関をはじめ社会福祉協議会など関係機関と協力・連携し、地域の人々の身近な相談役・支援者として様々な福祉活動に取り組んでいます。

民生委員・児童委員とは…

各地区から推薦され、厚生労働大臣から3年間の任期で委嘱を受けた、地域における相談・支援のボランティアです。

③ 地域福祉推進員

地域福祉推進員とは、地域内の福祉に関する問題、また、支援を求めている要援護者やその家族に対して、その状況を把握し、当事者の立場を十分に理解し、その問題解決に向けて地域ぐるみで支援していくための地域福祉活動のリーダーです。

本市では、自治会長、福祉委員、民生委員・児童委員が、地域福祉推進員として活動されています。

④ ボランティア活動等の地域活動

福祉以外の分野でも、保健、医療、文化活動、環境づくりなど幅広い活動が行われています。ボランティアセンターには、61グループ、89人のボランティアが登録しており、市内の様々な分野で活躍しています。

2 アンケート調査

地域のことや福祉について、市民の皆さまの状況とニーズをお伺いし、本計画の基礎資料とすることを目的に実施しました。

(1) 市民調査

調査対象者	市内在住の高校生世代～70代の方
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査時期	令和6年8月5日～令和6年8月30日
調査方法	郵送配布、郵送とWEBでの回収
配布数	1000件
回収率	45.3% (453件) ※内訳 郵送回答 69.1% (313件) WEB回答 30.9% (140件)

(2) 民生委員・児童委員調査

調査対象者	民生委員・児童委員
調査時期	令和6年7月下旬～令和6年8月下旬
調査方法	郵送配布、8月の地区民児協定例会で回収
配布数	115件
回収率	89.6% (103件)

(3) 福祉委員調査

調査対象者	福祉委員
調査時期	令和6年7月下旬～令和6年8月中旬
調査方法	各地区研修会開催時に依頼、研修会終了後に回収
配布数	291件
回収率	78.7% (229件)

3 ヒアリング調査

(1) 社会福祉協議会

調査対象者	さぬき市社会福祉協議会
調査時期	令和6年10月1日～令和6年10月2日
調査方法	オンラインでの対面形式で実施

(2) 関係団体

調査対象者	医療機関、保護司会
調査時期	令和6年9月12日～令和6年9月26日
調査方法	手渡し配布、郵送・メール回収
配布数	2件
回収率	100.0% (2件)

4 地区座談会（ワークショップ）結果

第3章 基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

基本理念

第3章から第5章は、
次回の計画素案でお示しします。

2 計画の基本目標

基本理念で示した地域福祉の実現に向けて、3つの基本目標を設定します。

3 施策の体系

第4章 具体的な取組と今後の方向性

第5章 地区地域福祉活動計画

1 津田地区

2 大川地区

3 志度地区

4 寒川地区

5 長尾地区

第6章 計画の推進体制

1 推進体制づくり

本市における地域福祉を推進していくためには、その地域に住んでいる人、働いている人、学校に通学している人、活動している団体など、「地域で生活し、活動している全ての人」が推進の担い手となります。

具体的には、地域住民、団体、自治会をはじめとする住民自治組織、一般企業、商工会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、学校、社会福祉法人、社会福祉従事者、福祉関連民間事業者などです。

今後、これらの人や団体がそれぞれの立場でつながりを持ち、地域の課題解決のため、積極的に情報交換を行い、福祉活動に取り組むことができる推進体制をつくることが大切です。

2 組織体制の整備

地域福祉の推進には、保健、福祉、医療の分野のみならず、教育や都市計画の分野など、様々な分野との連携が必要となります。そのため、計画の推進に当たっては、庁内の総合的な推進体制を構築し、市の健康福祉部の各課及び関係部局との連携・情報共有体制を構築します。また、日常的な連携については、福祉総務課と社会福祉協議会が中心となり、随時連携を図りながら計画の推進に当たります。

3 パートナーシップ体制の整備

地域福祉活動の主役は、地域に生活している住民自身です。住み慣れた地域で助け合える地域社会を実現させていくには、行政だけの取組では不十分であり、地域住民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係機関・団体、事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくに当たっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となることから、パートナーシップ体制の整備を図ります。

4 計画の広報・啓発

地域福祉の推進にあたっては、行政はもとより、住民をはじめとする地域の様々な主体が、それぞれの役割分担のもと、地域一体となって取り組んでいくことが重要となります。

これらの主体が地域福祉の理念と目標を共有し、地域福祉の推進に能動的に取り組めるよう、広報紙やホームページ、イベント等、様々な媒体や機会を活用し、計画の広報・啓発を行います。

(1) 住民への啓発

本計画で示した内容については、広報紙やホームページなどの情報発信媒体の活用により周知を行います。

また、より効果的な周知を図るため、地域における各種イベントや講演会等の開催を利用し、地域での情報発信方法を検討し、地域福祉推進についての普及啓発を行います。

(2) 地域活動団体や事業者などへの啓発

自治会や民生委員・児童委員、NPO・ボランティア等をはじめとした地域福祉活動団体、サービス提供者等は、地域福祉推進にあたっての重要な担い手です。

こうした地域福祉活動団体や各種事業者に対して、地域福祉に対する理解を促進するため、地域福祉についての説明会や報告会などの開催を検討し、地域福祉推進についての普及啓発を行います。

5 計画の評価・進行管理・見直し

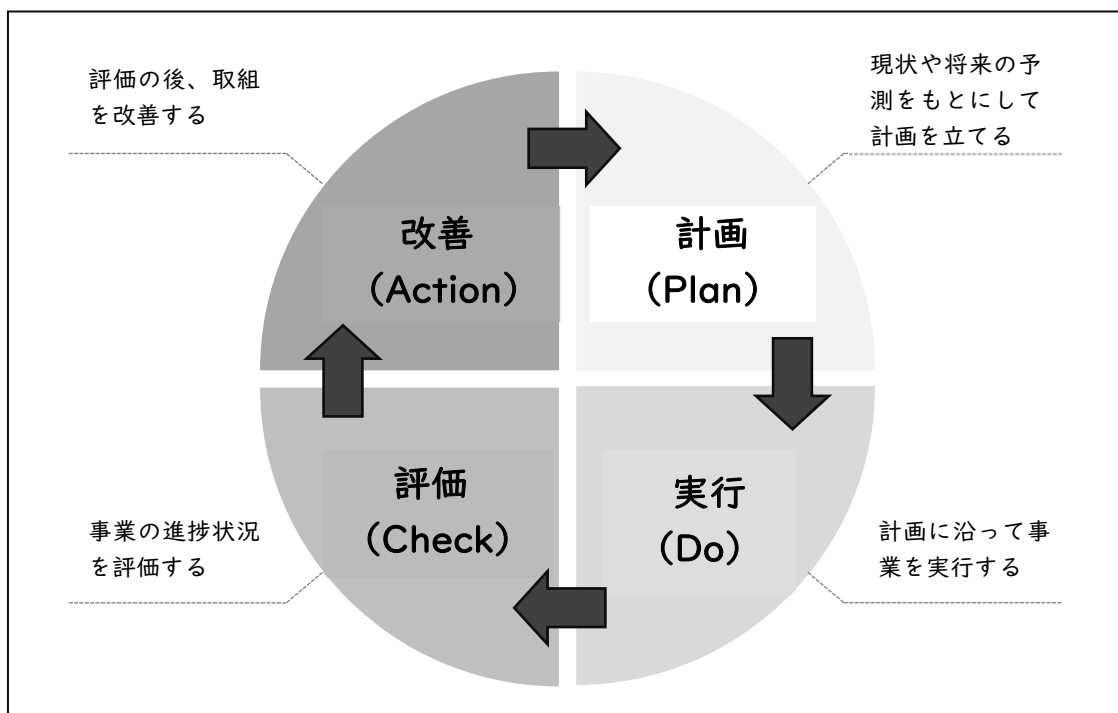
(1) さぬき市地域福祉計画

本計画の着実かつ効果的な推進を図るために、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に調査、分析及び評価（Check）した上で、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築を行います。

本計画は、各地域における地区地域福祉活動の実施状況、各関連計画の進行状況や今後の様々な社会保障制度の見直しなどを踏まえながら、必要に応じて見直しや修正を行います。

また、高齢者福祉・障がい福祉・子育て支援・健康増進等、関連する計画の見直しにあたっては、地域福祉計画の理念を共有しつつ、各計画が持つ本来の目的に沿った効果的な施策の展開がなされるよう調和・整合を行います。

PDCAサイクルのイメージ



(2) さぬき市地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、「地区住民活動計画」でもあり、社会福祉協議会の単年度の事業計画として、計画的に事業を進めます。また、社会福祉協議会の組織内だけでなく、評価・推進組織として「地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、関係者による定期的な計画評価を行い、意見を聴き、これらの評価は、随時、社会福祉協議会のホームページ等により公表します。